

医療費控除について

- ①医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。
- ②領収書の提出は不要です。なお、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
- ※医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書（おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）は必要です。
- ③健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせ等）の原本を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。その場合、医療費通知の返戻はできないためご注意ください。
- ④医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける際は、**セルフメディケーション税制の明細書の作成・添付及び、一定の取り組みを確認する書類**（予防接種、検（健）診などの接種済証、領収書または結果通知書等）が必要です

医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の両方を受けることはできません。
医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は、必ず記入してからお越しください。 待ち時間短縮のため、ご協力をお願いします。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方への注意点

ふるさと納税ワンストップ特例制度申請後に、**確定申告（住民税申告を含む）**をする場合は、**ふるさと納税の寄附金を合わせて申告する必要があります。**申告の際は、ふるさと納税の寄附金受領証明書等を添付してください。確定申告や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されませんのでご注意ください。

税制改正により配偶者控除・配偶者特別控除が見直されました

働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除について見直しが行われました（平成30年度以後の申告から適用）。詳しくは国税庁HP等をご確認ください。

上場株式等配当（譲渡）所得の住民税申告不要制度を選択される方

確定申告で上場株式等配当（譲渡）所得の申告をされた方で、上場株式等配当（譲渡）所得の住民税申告不要制度を選択される方は、確定申告書とは別に、住民税申告書の提出が必要です（地方税法第313条第13項及び第15項により、住民税の納税通知書送達後は、原則、課税方式の選択はできませんのでご注意ください）。

町県民税・所得税申告 日程表

| 2月 | 対象地区 | 3月 | 対象地区 |
|--------|-------------------|--------|-----------------------|
| 18日(月) | 上横田・中爪・中爪グリーンヒル | 1日(金) | 腰一・腰二・腰中 |
| 19日(火) | 下横田・奈良梨・能増・高見・西古里 | 4日(月) | 青下二・青下田島・青下見田・青下畑ヶ中 |
| 20日(水) | 前高谷・中高谷・高谷南・後伊 | 5日(火) | 古寺・増尾・ダイアパレス・青上 |
| 21日(木) | 深田・勝呂上・勝呂下・木呂子 | 6日(水) | 飯田・池田・旭 |
| 22日(金) | 原川・笠原・鞠負・木部 | 7日(木) | 角山中・角山上・下里全区 |
| 25日(月) | 腰上・みどりが丘1・2 | 8日(金) | 下小川全区 |
| 26日(火) | みどりが丘3・4・5 | 11日(月) | 本一・本二・稲荷・神明・仲・ホーユウパレス |
| 27日(水) | 東小川1・2・3 | 12日(火) | 大塚全区・コスモ小川町 |
| 28日(木) | 東小川4・5・6 | 13日(水) | 春日・緑・幸・栄・錦・松若・大関・相生 |
| | | 14日(木) | 指定日に来られなかった方 |
| | | 15日(金) | |

*申告期間中は大変混み合いますので、なるべく指定日にお越しくださいようご協力をお願いします。
 また、申告期間中は電話での対応ができない場合がありますので、ご了承ください。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131-133

町県民税・所得税の申告をお願いします

期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日を除く
時間 午前9時～正午 午後1時～4時 場所 小川町役場 3階 大会議室
 ※受付会場は、小川町役場 大会議室のみとなります。

所得税の申告(確定申告)が必要な方

- 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがあり、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方。
- 年間の給与収入額が2,000万円を超える方。
- 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が20万円を超える方。
- 前年中に退職をして年末調整ができなかった、または給与を2か所以上の事業所からもらっていて、所得税の精算が済んでいない方。
- ※年末調整が済んでいる方、または公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、医療費控除の追加等で所得税の還付を受けたい場合には、申告することができます。申告の際には、公的年金以外の所得も含めて、すべての所得の申告が必要となります。

町県民税の申告(住民税申告)が必要な方

(確定申告をした方は、町県民税の申告は不要です)

- 平成31年1月1日現在、小川町に住所があり、次のいずれかに該当する方
- 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方で、所得税が課税されない方。
- 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が20万円以下の方。
- 公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方。
- 所得税の還付は該当しないが、扶養控除や医療費などの控除の追加をする方。
- ※前年中に収入のなかった方でも、国民健康保険に加入している方及びその世帯主、国民年金、児童手当の受給、保育園の入園などに所得の証明を必要とする場合も、町県民税の申告が必要となります。

- *各種控除証明書
- (例) 作成済みの医療費控除の明細書
- *国民年金保険料、国民健康保険税、任意継続保険料等の証明書、領収書
- *生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)の証明書
- *寄附金の受領証
- *障害者手帳等(障害者手帳のない方でも、介護保険法における要介護4または5の認定を受けた方は、申請により特別障害者控除を受けられる場合があります)。
- ※介護保険担当はパトリアおがわ ☎ 74-2323 に移転しているため、事前に確認をお願いします。

- ◇申告書や申請書などの税務関係書類に、マイナンバーの記載が必要になります。申告者の方だけでなく、扶養親族や事業専従者の方のマイナンバーも必要となります。
- ◇申告書の記入が、全て済んでいる場合は、郵送でも受け付けます。
- 確定申告書は東松山税務署(〒355-8604 東松山市箭弓町1-8-14)
- 町県民税の申告書は小川町役場税務課(〒355-10392 小川町大字大塚55番地)へご提出ください。
- ◇上記の受付期間中は、税務課の窓口1階では申告相談の受付は行いません。申告に関するご相談は受付会場3階へお越しください。
- ◇所得税の還付申告は、**2月15日(金)以前でも税務署で受け付けますが**、小川町役場で所得税の確定申告が受付できるのは、上記の受付期間のみとなります。

小川町役場の会場で受付できない方

- 青色申告の方。
- 土地や建物、株式等を買った方や損失申告をする方。
- 事業所得等のある方で、収支内訳書を作成していない方や作成の仕方が分からない方。
- 初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方及び、連帯債務のある方。
- 確定申告の更正をする方。
- 雑損控除(災害、盗難または横領等の被害者の意思に基づかない損害が対象)を受けられる方。
- *該当する方は、**東松山市文化センター** 会場で確定申告をお願いします。
 東松山税務署 ☎ 22-10990
 (自動音声案内)

申告に必要な主なもの

- *申告書
- *印鑑(朱肉を必要とするもの)
- *マイナンバー(マイナンバーカード、通知カード等)
- *本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書等)
- *源泉徴収票(原本)、支払調書など収入金額がわかるもの
- *収支内訳書(事業所得、不動産所得、農業所得がある方は、**必ず記入してください**)
- *確定申告で所得税が還付になる方は、申告者本人の通帳など振込先の口座番号のわかるもの